○環境省告示第八十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、大潟草原鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

大潟草原特別保護地区

二　区域

秋田県男鹿市及び南秋田郡大潟村の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

大潟草原鳥獣保護区は、秋田県南秋田郡大潟村八郎潟干拓地の中央西部に位置し、大部分が草原及び承水路から構成されている。草原区域の大部分は、ヨシ及びススキが占めているほか、湖沼が点在し、クロマツを主とする人工林も介在している。

さらに、当該区域を含む一帯は、地区外から流入してくる水を遮断するための承水路により周囲を囲まれた海抜ゼロメートル以下の区域である。このため、当該区域に哺乳類が進入するには点在する橋を利用するしかないことから、鳥類にとって外敵である肉食哺乳類の侵入がほとんど見られないという特徴を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のオオセッカの生息が確認されている。また、同じく絶滅危惧ⅠB類の猛禽類であるチュウヒを始め、絶滅危惧Ⅱ類のコジュリン等の繁殖も確認されている。そのほか、天然記念物で絶滅危惧Ⅱ類の亜種ヒシクイ、同じく天然記念物で準絶滅危惧種のマガン等のガンカモ類を始め多くの水鳥類の生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、ヨシ・ススキを主とする草原部分は、オオセッカの生息に適しており、過去にオオセッカの繁殖が確認された区域である。近年その繁殖は確認されていないが、平成十三年度及び十四年度に植生の刈取り、表土のはぎ取り等の生息環境改善を行ったところ、オオセッカの囀り、飛翔等の行動が再び確認されるようになってきた。また、当該区域はチュウヒの繁殖地としても重要な区域となっており、近年も繁殖つがいが確認されている。

このように、当該区域は、大潟草原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、オオセッカ等の希少鳥類の保護を図るため、適切な管理に努める。

ロ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　オオセッカの生息状況調査を行うとともに、専門家の意見を踏まえ、オオセッカの安定的繁殖に向けた保全対策を行う。

(三)　保全事業の目標

樹木の伐採、ウマスギゴケ等の蘚苔類の生育抑制、水位の管理、外来植物の除去等の対策を講じ、草原の乾燥化を防ぎ、湿地環境を維持することで、オオセッカ等の草原性鳥類の安定的な生息及び繁殖環境を維持及び改善する。

また、モニタリング調査の結果に基づいて順応的管理を行うとともに、普及啓発を推進する。

(四)　保全事業の対象区域

大潟草原特別保護地区の全域

(五)　保全事業の内容

湿地の乾燥化を防ぐために計画的に樹木の伐採や水位の管理を行うとともに、表土を攪乱し、地表面を湿潤な環境とすることによりウマスギゴケ等の蘚苔類の抑制を行い、オオセッカ等の草原性鳥類の利用しやすい環境を維持及び改善する。

また、イタチハギやハリエンジュに代表される生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の除去を行う。

さらに、植生やオオセッカ等の草原性鳥類の生息状況のモニタリングや、その結果に基づく順応的管理を行うとともに、保全事業の内容に関する普及啓発を推進する。

(六)　環境変化の概要

湛水域の減少・草原の乾燥化が進み、ここ数年で急激に木本類が繁茂し始めている。

また、ウマスギゴケ等の蘚苔類が繁茂し地表面を覆うことで、オオセッカ等の繁殖に適した下層植生が損なわれている。

さらに、イタチハギやハリエンジュ等の外来植物の浸入が確認されており、生態系への悪影響が懸念される。

(七)　鳥獣の生息状況の変化

オオセッカの生息は昭和五十年代には百羽以上が確認されていたが、平成五年度には生息確認が途絶えた。その後、平成十四年度より生息環境の改善に係る取組が進められ、平成十六年度以降は、再び生息が確認され、平成二十二年度には二十八年ぶりに繁殖も確認された。さらに平成二十八年度は、鳥獣保護区の区域及びその周辺で十羽程度の生息が確認され、繁殖行動も確認されている。

また、平成十七年度以降、コジュリン、オオジュリン、ホオジロ、ヒバリ等の草原性鳥類が減少している可能性がある。

○環境省告示第八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

円山川下流域鳥獣保護区

二　区域

兵庫県豊岡市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年六月一日から平成四十三年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部及び周辺の水田を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のコウノトリが集団で繁殖していたが、昭和四十六年には野外から姿を消し、昭和六十一年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、昭和四十年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、平成十七年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、平成二十九年三月現在、八十八羽のコウノトリが野外で生息している。当該区域では、平成二十年から平成二十八年までに二十九羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、コウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息しており、コウノトリの生息に適した環境となっている。その中でも、水田及びその周辺（田結地区、気比・畑上地区、立野・梶原・百合地・河谷・中谷地区及び倉見・伊豆・安良地区）並びに湿地（戸島地区及び加陽地区）は、営巣期及び巣立ち期の親鳥並びに幼鳥が採餌に利用しており、コウノトリの繁殖に特に重要な区域である。なお、当該区域内の戸島地区、百合地地区及び伊豆地区には人口巣塔がそれぞれ一基ずつあり、安定的に繁殖が確認されている。